

令和 2 年 3 月 19 日

各移動支援事業所 管理者様  
各指定特定相談支援事業所 管理者様  
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい福祉課長  
障がい支援課長  
運営指導課長

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための 大阪市移動支援事業の臨時的な取扱いについて

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、今般、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国等の要請に基づく外出の自粛や外出先の臨時休業・行事の中止などによって、利用者が外出時間を短縮することや、やむを得ず外出を自粛するなどにより、移動支援事業を利用した外出の機会が減ることが想定されることから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室より、居宅等でのサービス提供について、各実施自治体における運用のあたっの考え方が示されたところです。

本市の移動支援事業においては、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出を対象として、居宅等での支援は対象としておりません。

しかしながら、本市においても新型コロナウイルス感染症が確認されており、外出することにより、利用者に感染のおそれがある場合等で、やむを得ず外出を取りやめること等が想定されます。

つきましては、利用者（障がい児の場合は、利用者の保護者）が新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、外出を取りやめ、その時間帯に他に代替となる障がい福祉サービス等がなく、利用者からの要望により、居宅等において、外出時と同様に飲食や安全確保等の支援を行った場合、臨時的な取扱いとして、移動支援を実施したものとして報酬算定の対象としても差し支えありません。

ただし、居宅等で支援を行う場合は、必ず、移動支援計画やサービス提供記録にその内容を記載するようにお願いします。

なお、居宅等でのサービス提供にあたっては、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省事務連絡）に基づき、対応していただきますようお願いいたします。

#### ○添付書類

- ・ 【大阪府】新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため移動支援事業の取扱いについて
- ・ 【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて

#### 【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel : 06-6208-7986 Fax : 06-6202-6962

運営指導課 Tel : 06-6241-6520 Fax : 06-6241-6608